



平成 26 年 1 月 27 日

各 位

会 社 名 五 洋 建 設 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 村 重 芳 雄
コ ー ド 番 号 1 8 9 3
上 場 取 引 所 東 証 ・ 名 証 各 第 一 部
問 合 せ 先 経 営 企 画 部 長 稲 富 路 生
(TEL 03-3817-7545)

単元株式数の変更および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 1 月 27 日開催の取締役会におきまして、単元株式数の変更および定款の一部変更を決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更について

(1) 変更の理由

全国証券取引所が公表しました平成 19 年 11 月 27 日付「売買単位の集約に向けた行動計画」、および平成 24 年 1 月 19 日付「売買単位の 100 株と 1000 株への移行期限の決定について」の趣旨に鑑み、単元株式数を変更するものです。

(2) 変更の内容

単元株式数を 500 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成 26 年 4 月 1 日

2. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

上記の単元株式数の変更に伴うものです。

(2) 変更の内容

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更後
第二章 株 式 (単元株式数) 第 7 条 当会社の単元株式数は 500 株とする。 (新設)	第二章 株 式 (単元株式数) 第 7 条 当会社の単元株式数は <u>100</u> 株とする。 <u>附則</u> <u>第 7 条の変更は、平成 26 年 4 月 1 日をもって効力が発生するものとする。なお、本附則は当該変更の効力発生日をもって削除する。</u>

(3) 変更の効力発生日

平成 26 年 4 月 1 日

(ご参考)

上記の変更に伴い、平成 26 年 4 月 1 日付をもちまして、株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所における当社株式の売買単位は、500 株から 100 株に変更されます。

以 上